

大分海の日協賛会海事功労者表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、海事関係業務に貢献し、その功績顕著なる者に対する表彰について定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各項に一に該当する者に対して行うものとする。

1. 大分市内の事業所に勤務する者で、20年以上にわたり海事関係の業務に精励し、他の模範となる者。
2. 大分市内の事業所に勤務する者で、15年以上にわたり海事関係の役員として職務に尽くし、その功績顕著なる者。
3. 大分市内の海事関係事業団体において、10年以上にわたり役員として職務に尽くし、その功績顕著なる者。
4. 海事、その他の事故に対し、身の危険をかえりみず、人命船体の救助をなし、その行為が他の模範となる者。
5. その他海事関係に特に貢献し、表彰の必要がある者。

(表彰の推薦)

第3条 表彰は、前条に定めるところにより表彰に値すると認められるものについて、海事関係事業所、または海事関係団体の推薦により行うものとする。

2. 前項の規程により推薦しようとする場合には、次の各号に掲げる書類を添付して会長に提出するものとする。
 - 一. 表 彰 推 薦 書
 - 二. 履 歴 書
 - 三. その他参考資料
3. 表彰推薦書及び履歴書の様式は、別に定めるものとする。
4. 第2項に規定する書類の提出期間は、毎年6月15日から7月1日までとする。

(表彰の審査及び決定)

第4条 前条の定めるところにより推薦されたものについて、次条に定める表彰審査委員会において選考のうえ、会長が決定するものとする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰事案の選考に関し意見を聞くため、本会に表彰審査委員会を置く。

1. 表彰審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
2. 委員長は事務局長をもってあて、委員は実行委員をもってあてる。

(表 彰)

第6条 表彰は、会長より表彰状を授与して行う。

2. 表彰は、副賞を添えて行うことができる。

第7条 表彰は、毎年7月に行う。

附 則 この規則は、平成8年6月3日から施行する。
この規則は、平成15年6月10日から施行する。